

○小中学生に係る医療費が一部助成されます○

智頭町では従来の乳幼児医療費助成制度に加え、平成21年4月から小中学生のお子様をお持ちの保護者の子育てを応援するため、智頭町独自の事業として、小中学生の通院および入院医療費を一部助成しています。助成申請される方は、智頭町保健センターほのぼの内福祉課に必要書類などをご持参ください。なお、原則智頭町内での医療機関で受診されたものが対象となります。

- ・対象者 町内に住所のある小中学生。
- ・対象となる医療費 平成21年4月以降に受診して支払った自己負担部分(保険適用になったもののみ)
- ・申請に必要なもの 医療費等の領収書、保険証、印鑑、助成金を入金したい通帳(ゆうちょ銀行以外)

○智頭町医療費助成制度について○

現在、智頭町では身体障害者手帳3～5級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方へ医療費を全額、または一部助成をしています。申請される方は、智頭町保健センター福祉課までお越しください。

- ・対象者： 身体障害者手帳3級、4級、5級
療育手帳B級
精神障害者保健福祉手帳2級

※なお、助成できる医療費は保険適用に該当となったところです。保険適用外部分(食事代、部屋代、予防接種費用等)については助成対象外となります。

- ・申請に必要な物： 領収書、保険証、印鑑、手帳、通帳(ゆうちょ銀行以外)

問合せ先

智頭町保健センター「ほのぼの」内 智頭町役場 福祉課 健康づくり推進室(☎75-4102)

“くらしの相談会”開催します!!

総務課【消費生活相談窓口】からのお知らせ

平成22年度から“くらしの相談会”を開催します。

くらしの相談会では多重債務・悪質商法など生活に関する様々な問題について弁護士が相談をお受けします。

心配なことや困ったことがある方は悩まずにご相談を!

開催日・・・月に1度

(防災無線、広報まちづくりカレンダーでお知らせ)

受付・・・9:30～ 智頭町総合センターロビー

相談時間・・・10:00～17:00(先着6名 1人60分)

場所・・・智頭町総合センター相談室

★詳しいお問い合わせは下記までご連絡ください。

問合せ先： 総務課 消費生活相談窓口

電話：75-4111 FAX：75-1193

智頭町明るい選挙推進協議会 総務大臣表彰受賞

2月25日県庁において、第45回衆議院議員総選挙に関する表彰伝達式が行われ、智頭町明るい選挙推進協議会が総務大臣表彰を受賞しました。

表彰伝達式には、智頭町明るい選挙推進協議会会長の林宏樹さん(木原)が出席されました。



農業委員会からのお知らせ

平成21年12月15日に施行された改正農地法により、標準小作料制度が廃止されました。

今後、農業委員会は改正農地法第52条の規定に基づき実際の農地の賃借料情報の提供を行いますので、農地の賃借契約の目安として賃貸人、賃借人双方の話し合いにより決定してください。

賃借料情報について

平成21年1月から12月までに締結(公告)された智頭町内の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

地目	賃 貸 借			使用賃借	
	平均額	最高額	最低額	データ数	データ数
田	10,100円	13,000円	5,000円	28件	21件
畑	8,000円	8,000円	8,000円	1件	2件

※1 データ数は、集計に用いた筆数です。

※2 物納(米1俵等)19件は、集計から除外しています。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※4 使用賃借(賃借料が無料)もありました。

JAに提出する「米の作付計画書」で農地の貸し借りをを行っている人は、役場建設農林課で利用権設定の手続きをお願いします。

農地を無断で転用して いませんが。

●違反転用をした場合の罰金が強化されました。
3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

●県知事等による行政代執行制度が創設されました。

●農地を転用する場合には、農地法に基づく県知事の許可が必要です。
お近くの農業委員に、気軽にご相談ください。

問合せ先

智頭町農業委員会

宮本

☎75-4121

ふるさと整備土木事業の申請について

集落の活性化を図り、豊かな生活環境の整備を目的として、下記要項に基づいてふるさと整備土木事業を毎年実施しています。詳細については別途、部落世話人あてに通知しますので、期日までに申請してください。

①対象事業について

集落内の道路、水路・橋梁、広場、その他生活環境に関する土木事業

②対象事業費

1件50万円以上200万円未満

③地元負担金

対象事業費の1/2を負担していただきます。

事業に必要な用地や支障物件等は、集落で責任をもって処理するものとします。(問題がある場合は、事業採択できないことがあります)

④その他

原則として単年度とし、申請は1集落1事業とします。

予算等の事情により、申請どおり事業ができない場合があります。

⑤申請期限

平成22年4月30日(金)

様式配布及び問合せ先

建設農林課

☎75-4113